平成13年12月25日宣告 平成13年(わ)第140号 殺人被告事件

被告人を懲役10年に処する。

未決勾留日数中200日をその刑に算入する。

(犯罪事実)

(犯罪事業) 被告人は、以前交際のあったA(当時33歳)から交際を拒絶されたことを恨むとともに自暴自棄となり、同女を道連れに心中しようと決意し、平成8年5月1日午前8時35分ころ、群馬県勢多郡 a 町大字 b 番地 c 所在の前記 A 方駐車場において、殺意をもって、同女に対し、その身体に所携のポリ容器に入れていたガソリンを浴びせかけた上、所携のライターで点火してその着衣等を燃え上がらせ、よって、そのころ、同所前路上付近において、同女を焼死させて殺害した。

(事実認定の補足説明)

1 弁護人は、被告人は、殺意を持って被害者を死亡させる行為に及んではいない旨主張し、被告人もこれに沿う供述をするので、判示のとおり認定した理由について補足して説明する。 2 関係各証拠から認められる本件前後の状況は次のとおりである。

- た。 (2) 同月下旬ころ、被告人は、被害者と 1 年間は同人に近づかないと約束したにもかかわらず、同月30日に再度被害者宅に押し掛けた。その際、被害者が警察官を呼んだことに被告人は逆上し、その後Bの前で「もうだめだな。あいつを道連れにして俺も死のうかな」などと思い詰めた様子でつぶやいた。また、この日、「俺の人生これで終わりにしよう。俺も何とかと思い、努力してきたつもりだったが一切Aには通じなかった。あげく、どんどん悪い方にとられ、俺もこれ以上がまんするに耐えることは無理のようだ。色々と考えたあげく、こんな方法しか取れない男を許してください。Aは必ずどんなことをしても連れて行きます。」などと遺書を書いた。その晩被害者は、息子2人に対し、自分が殺されたとしても強く生きるようにと話した。なお、Bは、被告人の前記のような様子から、翌5月1日の朝、被害者に電話をして、被告人が警察官を呼ばれたことでひどく怒っているので、気を付けた方がいいと伝えた

で、気を付けた方がいいと伝えた。 被告人は、5月1日の朝、Bに、被害者に重絡が取れたか否かの確認の電話をしたところ、Bは、被害者から頼まれたとおりに、「電話線を切ったらしく、電話してもつながらなかった」と思いた。これを聞いた被告人は、「分かった、あいつの考えは。みーちゃん心配が話なかった」と思いた。これを聞いた被告人は、「あいつを連れにして俺も死ぬ」などと言って電話を切った。(3)被告人は、その後自動車で被害者宅付近に赴き、ガソリン入りポリタンクを隠し持って自り、でとして、午前8時25分ころ、被害者宅付近に赴き、ガソリン入りポリタンクを隠し持って自り、できると、がのら降りた。そして、午前8時25分ころ、被害者宅付近で車のクラクションが2回くらい鳴り、ほとんど間もなく「キャーキャー」という金切り声がした。被害者宅の隣にの奥にして、年前8時35分にあり、で車から降りた。そして、午前8時25分ころ、被害者宅付近市の方が20元との表にしての表にあるでして、方で赤んが音がの方から「ぎゃー。誰か助けて」という大きな叫び声がした。を見ると、でのより、被告人が被害者を押さえみ、被害者の長を見ると、がみないしていたり、被害者の影とに表して、ためいの大き見ると、既に駐車場フェンを分がら炎が上がっており、しずたとて、を見ると、既に駐車場フェンを別にある畑に入った辺りに倒れて、全身2度(赤で駅)ないし4度(炭化)の火傷を負っており、現場の残焼物からはガソリンの成分が検出されて、を引きている。を開けたところ、被告人が車に乗り込み、急発進して走りよりには被害者の財命では、対してはないる。

品の入った手提げバッグのほか、空き瓶等ごみの入った黒ビニール袋が乗せられていた。

品の人うた手徒けバックのはか、空さ瓶寺こみの人った黒ヒーール袋が乗せられていた。 (4) 被告人は、被害者宅付近を立ち去った後、群馬県勢多郡所在の赤城大沼に自動車ごと飛び込み、車外に脱出した後、発見者らに、「(なんとかを)かけて火を点けて人を殺した」と話し、場所を聞かれると「aだ」、「bだ」などと答え、通報により臨場した警察官の質問に対しても、「女を殺してきた。女にガソリンをかけて一緒に死のうと思った。女は死んだか。なんで俺だけ死ねねえんだ」と話し、誰を殺したのかと聞かれると「bのAだ」などと返答した。

以上の事実を前提に、被告人の殺意の有無について検討する。

(1) 前記のとおり、被告人は、被害者との関係を改善することを望んでいたものの、これがかなわず、周囲の者に被害者と無理心中することをほのめかしていたところ、本件の直前に、義妹から被害者との連絡がつかない旨聞き、義妹に無理心中する旨明言して、ガフリン入りポリタンクを持って 義妹から被 音句との建構がつかない自聞さ、義然に無性心中する自切音して、カブリンパケパップングを持って被害者宅付近に赴き、そこで被害者の髪をわしづかみにして頭を押し下げるなどしている。その直後、被告人と被害者がいた付近から炎が上がり、被害者が火傷を負ったが、被告人はその場から逃走し、その後被害者にガソリンをかけて火を点け殺害した旨警察官らに述べている。これらの事実を併せ考えれば、被害者との無理心中を決意した被告人が、殺意をもって被害者にガソリンを浴びせて点

火したことは優に推認できる。 被告人は、Bに電話で「あいつを道連れにして俺も死ぬ」などと言った覚えはないと供述する。しかしながら、Bの供述は、具体的で、被害者と話し合いをした際の状況や犯行直前の経緯等について

しまった。そのまま駐車してある車の後方へ移動して行き、揉み合っているうちに被害者が被告人を振り払って逃げようとしたので、右手でライターを持ったままその頭を押さえようとした瞬間、どういう状況か分からないが、ぼっと火がついた。その後の記憶はなく、その後自分が自殺を図ったりし た記憶もない、というのである。

に記憶もない、というのでのる。 しかしながら、被害者は、前記のとおり、本件被害前には被告人に対して強い恐怖感を抱いていた ところ、本件当日の朝、Bから被告人に気をつけるように注意を受けており、また、被告人はこれま でに幾度かガソリンをかぶり火を点ける振りなどをして被害者を脅しているのであって、被告人がガ ソリンとライターを持ち出したのは本件時が初めてではないのである。したがって、被告人の言うよ うに、被告者のは大力のた日報したといたとすれば、被告人後させるが、東京であるない。 して自殺をほのめかすのを目撃したとしても、そのまま自動車を発進させるか、車内でクラクションを鳴らし続け、誰かに助けを求めるかする方が自然であり、わざわざ車外に降りるというのは不可解である。 である。これですると、被害者は完全に車内に乗り込む前に被告人に近付かれたものと推認するのが自

然で合理的である。 弁護人は、前記のとおり、クラクションが鳴った旨 Dが供述していることや、財布等貴重品の入ったバッグ等が被害者の自動車内にあったことから、被害者が一旦自動車に乗り込みドアを閉めた旨の被告人供述は信用できると主張する。しかしながら、クラクションが被害者の車から発せられたものとしても、クラクションを鳴らすには被害者が完全に車内に乗り込む必要はなく、車に乗り込もうとした際被告人が近付いてきたため、これから逃れようとして揉み合った際偶然クラクション部分に被害者が触れることも、あるいは被害者が助けを求めくクラクションを鳴らすことも十分あり得ることである。また、自動車のドアを開けて、座席に乗り込む前に、バッグ等を助手席等に乗せるという動作である。また、自動車のドアを開けて、平護人指摘の上記の諸点をもって、被告人の供述が信用できる証左とはいえない。そして、被告人が被害者が出てくるのを待っていたと供述する位置とまたが付くことは十分可能である。

被告者方気関がら駐車中の自動車よどの距離を比較すれば、被告者が単に来り込む前に被告人が被告者に近付くことは十分可能である。次に、被告人は、前記のとおり、右手でライターを持ったまま被害者の頭を押さえようとした瞬間、どういう状況か分からないが、ぼっと火が点いた旨供述し、故意にライターで点火したことを否認している。しかしながら、本件で使用されたライターは、捜査報告書にもよれば、発火ヤスリを使用したいわゆる百円ライターで、着火するためには、発火ヤスリを親指で強く回すと同時に、その下に付いている燃料ガスを噴射させるレバーを押し下げる形式の物であって、被害者と揉み合っていた際に偶然そのような動作が起こるということは考えにくく、被告人のこの点に関する供述も信用できない。

4 以上検討してきたところによれば、被告人は、これまでなんとしても被害者との関係を回復しようと努力していたものの、ことごとく拒絶され、次第に被害者を恨む気持も抱くようになっていた上、犯行前日の4月30日には、被害者方を訪れた際に警察官を呼ばれ、もはや被害者と元の関係に戻ることはないと思い至って自暴自棄となり、被害者との無理が中を考え、遺書を書くまでの気思え なり、さらに、翌5月1日には、被害者が電話線を切ってまで被告人との連絡を拒否する態度を明らかにしたものと考え、遂に被害者との関係が元に戻ることはないと知り、前日考えたとおり、被害者を道連れに無理心中を図ろうと決意して被害者方付近に赴いたものと認められ、被告人が、自動車に

乗り込もうとする被害者を車外に引きずり出し、殺意をもって、同女に所携のポリタンクに入ったガ ソリンを浴びせかけた上、これにライターで点火し、同人を焼死させて死亡させたことは明らかであ

(量刑の理由)

本件は、妻のいる被告人が、以前不倫関係にあった女性に再度の交際を執拗に求めたものの、同女にこれを拒絶され、冷淡な言動をする同女に次第に恨みを抱くようになるとともに、以前のように交際できないことに自暴自棄になり、同女を道連れに心中しようと、殺害に及んだ事案である。

こうした動機自体、被害者の人格を無視した身勝手なものというほかなく、その動機に酌量の余地は全くない。被告人は、揮発性が高く危険なガソリンを予め用意し、これを被害者に頭部から浴びせかけ、これにライターで点火して被害者を焼死させたもので、残された被害者の遺体は正視に耐えが 極めて残虐な犯行である。

被害者は、一度は妻のいる被告人と交際したものの、妻と別れた振りを装われたことなどから、 被害有は、一度は妻のいる被告人と父際したものの、妻と別れた振りを装われたことなどから、被告人に対し不信感を抱くようになり、被告人との交際を再考しようとしたところで、再度交際を求める被告人に執拗につけ回され、待ち伏せされるなどしたため、怒りや恐怖を感じ、被告人との交際を絶とうと決意したもので、被害者にはその生命を奪われるような落ち度があったとは到底いえない。それなのに、殺害されるに至るまで、死を覚悟するほどの恐怖を感じた上、ガソリンを浴びせられて火を点けられ、耐え難い肉体的、精神的苦痛を味あわされながら、わずか33歳で、何よりも尊いその生命を奪われたものであって、離婚後1人で養育してきた子供を残して死ななければならなかったの年を変われたものであって、おいまれてあり、多感な時期に母親を奪われたこの子らのこまた、被害者の子は本体出時中学1年と小学4年であり、多感な時期に母親を奪われたこの子らのこ

また、被害者の子は本件当時中学1年と小学4年であり、多感な時期に母親を奪われたこの子らのこれからの人生に大きな影響を与えたことも看過しがたい。さらに、被告人には、傷害罪等による懲役前科が4犯あり、それぞれについて服役したにもかかわらず、再び本件犯行に及んでおり、遵法精神 に著しく欠けた態度が看取できる。

に者しく欠けた態度が有取でさる。 以上のとおりの本件犯行の動機,態様,結果等の諸事情を考慮すると,被告人の本件犯行に対する 刑事責任は真に重いといわざるを得ない。 一方,被告人が被害者を死に至らしめた事実についてはこれを認め,反省の態度を示していること,500万円を支払って被害者の遺族との間で示談が成立し,遺族が宥恕の意思を示していること,前記のとおりの前科はあるものの,最終刑を終えてから本件犯行まで10年以上経っており,この間正業に就いて生活してきていること,本件犯行の際に,被告人自身も後遺症を伴う火傷を負い,犯行後自殺を図っていることなど被告人のために酌むべき事情も認められる。 2000年に対していることなど被告人のために酌むべき事情も認められる。

- ここで、これら一切の事情を総合勘案し、主文掲記 (公判出席、検察官眞田寿彦、私選弁護人田中善信) 主文掲記の刑が相当と判断した。

(求刑 懲役12年)

平成13年12月25日 前橋地方裁判所刑事部

> 裁判長裁判官 長谷川憲一

裁判官 阿部浩巳

裁判官 仁藤佳海